

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年10月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和5年12月10日 17時08分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市大良崎 <sup>おおら</sup> 西方沖 大良崎灯台から真方位291° 1.6海里付近 （概位 北緯33° 15.8′ 東経132° 26.3′）
インシデントの概要	遊漁船 <sup>きかえ</sup> 栄恵丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年1月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 栄恵丸、13トン
船舶番号、船舶所有者等	252-19719愛媛、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
インシデントの経過	本船は、船長1人が乗り組み、航行中、燃料油が欠乏して、主機が停止した。
分析	本船は、航行中、燃料油が欠乏して主機が停止し、運航不能となったものと考えられるが、船長から情報が十分に得られなかったため、原因を明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、燃料油が欠乏し、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。